

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り、
その翌日)

目 次

◇ 告 示 字の区域の変更(地方課)

土地改良法による換地処分(農村整備課)

町道の改築に関する工事の一部の完了(道路課)

告 示

鳥取県告示第四百九十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、東郷町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)

第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による東郷

(別所)地区第一工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年五月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和六十一年八月二十八日現在の地番による。)
大字国信字倉入	大字国信字倉入のうち一の一、一の二の一部、一の一〇、五の二の一部、六の一の一部、七の二の一部、四五三から四五五までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字別所字隈田	大字別所字隈田の全域
大字別所字垣添	大字別所字垣添のうち三一五の二、三一六の一部、三一七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字別所字羽廣田	大字別所字羽廣田三六九の一部及びこれと一体をなす国有地
大字別所字鋤ノ先	大字別所字鋤ノ先三七〇の一部及びこれと一体をなす国有地
大字別所字戸井ノ口	大字別所字戸井ノ口の全域
	大字別所字半道寺三五三の一、三五三の四、三五四の一、三五六の一の一部、三五六の二の一部、三五六の四、三五七の一の一部、三六〇の一部及びこれらと一体をなす国有地

地 大字別所字羽廣田三六二の一部、三六三の二	大字別所字半道寺 大字別所字半道寺のうち三五三の一、三五三の四、三五四の一、三五五の一、三五六の一、三五六の二、三五六の四、三五七の一、三五八の一、三五九、三六〇及びこれらと一体をなす国有地の一部区外の区域	大字別所字羽廣田 大字別所字垣添三一六の一部、三一七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字別所字半道寺三五五の一の一部、三五六の一の一部、三五六の二の一部、三五七の一の一部、三五八の一の一部、三五九、三六〇の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部	大字別所字鋤ノ先 大字別所字垣添三一五の二、三一六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字別所字半道寺三五五の一の一部、三五八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字別所字鋤ノ先のうち三七〇の一部、三七一の一部、三七二の二から三七二の四までの一部、三七五の一部、三七七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字別所字猿走五四六の一の一部、五四七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地	大字別所字猿走 大字別所字鋤ノ先三七二の二の一部、三七五の一部、三七七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
---------------------------	--	--	---	--

<p>大字別所字猿走のうち五四六の一の一部、五四七の一の一部、五五〇の一の一部、五五〇の三の一部、五五〇の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字別所字岩坪五五六から五五八までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字別所字岩坪 大字別所字猿走五五〇の一の一部、五五〇の三の一部、五五〇の四の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字別所字岩坪のうち五五六から五五八までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
--	--

鳥取県告示第四百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、東郷町が行う土地改良事業に係る東郷（別所）地区第一工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年五月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百九十八号

過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第十九号）第十四条第一項の規定に基づき町道の改築に関する工事を完了するので、過疎地域の

振興特別措置法施行令（昭和五十五年政令第五十号）第八条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年五月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

下黒坂線	路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事の完了の日
日野郡日野町野田字駄床四六二―三地先 から同町船場字野原五〇二―一地先まで			改築	昭和六十三年 五月六日